

# 情報ファイル

Information File

## 福祉

### 改正「障害者雇用促進法」施行

4月からすべての事業主は、雇用のあらゆる局面で障がい者であることとを理由とした差別的取扱いが禁止されます。

障がいの募集・採用時や採用後の作業環境などに障がい特性に応じた配慮（合理的配慮）の提供が義務づけられました。

#### 問合せ先

ハローワーク刈谷

☎21-50003

### 国の福祉関係の手当改正

物価変動に応じ、次の手当については、4月分から0.8%の引上げとなりました。

#### 問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎52-98871

	支給区分	改正前月額	改正後月額	増額
児童扶養手当	全部支給	42,000円	42,330円	330円
	一部支給	41,990円 ～9,910円	42,320円 ～9,990円	330円～80円
特別児童扶養手当	1級	51,100円	51,500円	400円
	2級	34,030円	34,300円	270円
特別障害者手当		26,620円	26,830円	210円
障害児福祉手当		14,480円	14,600円	120円
経過的福祉手当		14,480円	14,600円	120円

### 国民健康保険税 第1期の納期限は

# 5月2日(月)です

～かならず納期限内に納めましょう～

第1・2期は、仮算定による税額です。暫定的に、平成27年度の国保税の年税額の8分の1に相当する額を納めていただきます。(年度の途中から加入した場合は、1年間に換算した額)

#### 納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

#### 口座振替申込

**申込先**  
金融機関もしくは冨市民窓口グループ

**持ち物**  
通帳、通帳に使用している印鑑  
※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

#### 問合せ先

冨市民窓口グループ  
☎52-1111(内線261・262)

## ごみ

**ごみの出し方の注意!**  
プラスチック製容器包装の中に生ごみ、包丁が入っていました

資源ごみ分別収集項目の「プラスチック製容器包装」は、プラマークのついているものを主として収集しています。

収集かごの中に、生ごみの袋や、包丁(写真)などの不燃ごみは、絶対に入れないください。

資源ごみ分別収集拠点は、町内会によって運営されています。



▲プラマーク



また、仕事などでふだん資源ごみを出すのが難しい方のために、稗田町二丁目分別収集特別拠点(第1)第4日曜日の午前8時30分～10時30分)を設置しています。

資源ごみを出すときは、かならずルールを守ってください。

#### 問合せ先

冨市民生活グループ

☎52-1111(内線264)